

市県民税

個人が1月から12月までの
1年間に得た所得にかかる
県と市の税金です。

《市県民税の申告が必要な方》

平成25年1月1日現在、田原市に

住所があり、次に該当する方です。

- ①事業収入・給与・年金収入などの
ある方 ②収入はないが、どなたの
扶養にもなっていない方 ③収入は
ないが、国民健康保険に加入してい
る方 ④収入はないが、介護保険の
第1号被保険者の方（65歳以上の方）
※①～④に該当しても、確定申告書
を提出する場合は、市県民税の申
告は必要ありません。

《市県民税の申告》

申告書は、市県民税の税額を正しく算出する基礎となります。申告がない場合、国民健康保険税や介護保険の保険料・利用料の軽減や減免が受けられないほか、市営住宅、融資、児童手当、保育園などの申請に必要な所得証明書なども発行されません。確定申告が必要なのか、市県民税の申告が必要なのかは、収入状況によって異なります。どちらで申告すれば良いか分からぬ場合は、お気軽にお問い合わせください。

☎ 23局3509
▼税務課



介護保険と医療費控除

介護保険の認定を受けた方のおむつ代にかかる医療費控除

医師が「おむつを使用することが必要」と認めた方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。申告には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、この控除を受けるのが2年目以降の方は、高齢福祉課でも証明書を交付しています。

介護保険の認定を受けた方の障害者控除

認定に係る主治医意見書で、障害の程度や寝たきりであることが確認できれば、障害者控除の対象となります。申告には、高齢福祉課で交付する「認定書」が必要です。（ただし、身体障害者手帳をお持ちの方を除きます。）

※証明書・認定書の発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

▶高齢福祉課 ☎23局3217

○確定申告相談日程表

月/日	田原市役所 (大会議室)	渥美支所 (301会議室)	赤羽根市民センター (旧赤羽根支所)
2/18 月	吉胡・木綿台・吉胡台・西浦・姫見台・光崎	宇津江・八王子・村松	
19 火	浦	江比間・馬伏	高松校区
20 水	川岸・漆田（1～3区）・神戸市場・青津・希望が丘・赤松・志田・新美	伊川津・石神・夕陽が浜	
21 木	長上・久美原・浜田・百々・新浜	山田・高木・折立	
22 金	大久保	古田・長沢	赤羽根校区
25 月	相川・谷熊・やぐま台	福江	
26 火	波瀬・片浜・片西・白谷	中山	
27 水	雲明・東馬草・山ノ神・西馬草・仁崎	小中山	若戸校区
28 木	芦・南・彦田・保井・今方・北海道・野田市場・ほると台	向山・保美・西山	
3/1 金	大草・大草団地・南町・谷ノ口・東ヶ谷・東赤石・サンコート	亀山・伊良湖・日出	
4 月	豊島・御殿山	堀切・和地一色	
5 火	加治・赤石・衣笠・東滝頭	小塩津・和地・土田	
6 水	萱町（1～3区）・本町・新町		
7 木	一番東・一番西・三番組・四番組東・四番組西・四番組南・戻王東ヶ丘・戻王南ヶ丘		
8 金	八軒家・藤七原・鎌田		
11 月			
12 火			
13 水			
14 木			
15 金	この期間は地区別の指定はありませんが、例年大変混雑します。 できる限り早めに申告を行ってください。		この期間には受付を行いません。 田原市役所会場または渥美支所会場をご利用ください。

▶赤羽根市民センターでの受付は、2月18日（月）～28日（木）の期間となります。3月1日（金）以降は、田原市役所会場または渥美支所会場をご利用ください。なお、市・県民税申告書は隨時受付します。

▶譲渡所得・青色申告・消費税のある方は、税務署にて申告してください。（市内の各申告会場では受付を行いません。）

▶税理士による無料税務相談を、2月18日（月）～3月5日（火）の期間に田原市役所会場にて行います。（渥美支所・赤羽根市民センターでは行いません。）

▶地区別指定日に都合の悪い方は、申告期間内の都合の良い日に申告してください。また、市内の方は、いずれの申告会場でも受け付けていますので、ご都合の良い会場をご利用ください。